

早稲田大学博士論文(審査報告書)		
	学位記	文科省報告
2008	4938	甲 2740

博士論文審査要旨

遠藤 正敬氏

近代日本の植民地統治における国籍と戸籍

—「日本人」の画定における政治性—

早稲田大学大学院政治学研究科

本論文は、日本の国籍法ならびに戸籍法をめぐる統治政策と政治過程、植民地統治における国籍法及び戸籍法の実質を検討し、その機能を特に植民地統治における役割、植民地人の法的地位に関する法政策の推移という観点から追究するものである。すなわち、朝鮮、台湾、樺太、南洋群島、さらに満洲において展開された国籍政策及び戸籍政策の立案と実施の過程を追い、植民地統治において「日本人」という身分がいかに関政治的に画定されようとしたのかについて考察している。その手法は、従来十分には、あるいはほとんど言及されることがなかった官庁資料なども利用した実証的なものである。

I 論文の構成

序章

第1部 帝国日本における国籍法と戸籍法－「日本人」と「外地人」という二つの極印－

第1章 日本国籍法と植民地統治

第1節 日本国籍法と「日本人」の画定

第2節 朝鮮人における「日本人」という極印

第3節 台湾における国籍政策

第2章 戸籍法と異民族統治－「日本人」のなかの「外地人」－

第1節 日本戸籍法の構造と特質

第2節 「日本人」における戸籍の壁－「内地人」「外地人」の境界－

第3節 台湾における戸籍制度の実態

第4節 総力戦体制における皇民化と戸籍

第2部 満洲国における「国民」の画定－国籍・戸籍・民籍－

第3章 満洲国国籍法の模索－複合民族国家における帰化制度の構想－

第1節 満洲国建国と「国民」画定の要請

第2節 建国草創期における国籍法案と帰化規定

第3節 白系ロシア人政策における国籍問題－満洲国国籍法制定をめぐる国際環境－

第4章 満洲国における「国民」の身分証明－民籍法の成立と帰趨－

第1節 満洲国における戸籍法の要請

第2節 満洲国民籍制度の理念と実態

第3節 満洲国における「日本人」の至上性－複合民族国家における民族の純血－

第4節 満洲国民籍法の限界

終章

以上、A4版横書き、本文228頁（注を含む）、参考文献目録12頁である。

II 論文の梗概

本論文の趣意はこうである。近代国家においては、「国民」「外国人」の区分は市民権獲得の基準となる国籍の有無によって決定されるのが一般的であった。日本国憲法の第10条は「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定し、日本国籍法（1950年4月公布）の第1条には「日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる」と規定している。しかるに戦後の日本においては、旧植民地出身者の帰属国籍の決定という重大な問題に際し、「日本国民」画定の基礎とされたのは戸籍であった。戸籍法（1947年12月公布）によれば、「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する」（同法第6条）身分登録簿である。

この事実に鑑み、近代日本における国籍法と戸籍法がいかに関連性をもちつつ機能したのかを遡って考究する必要に想到し、日本の植民地統治における国籍政策に関する研究という従来、蓄積の乏しい領域を開拓していくことを課題とした。その際、戸籍が日本国籍を有する者を血統的に証明し、「日本人」を画定すること、つまり戸籍主義の原理が日本の国籍政策の基底にあるという分析視角に立つことが有効ではないかとの仮説の下に、これを実証しようとしたのである。

第1部では、「日本人」と「非日本人」の区別の創出につき、国籍法と戸籍法をめぐる政策過程が解明される。

第1章では、近代国家建設の一環として1899年に成文法の国籍法が制定され、これにより、日本国籍を出生時に取得する原理としての血統主義のもと、婚姻や養子縁組に基づく家籍の変動に伴い、国籍の取得・喪失が発生することが規定された。日本における「国民」の創出において血統と家の秩序が支柱とされたのである。この国籍法により、兵役義務の徹底化が図られ（国籍離脱禁止の規定は戦後に国籍法が改正されるまで存続）、個人は統御された。

こうした点を踏まえた上で、日本の国籍政策について特に注意されるのは、満洲在住朝鮮人及び「台湾籍民」に対する機能である。例えば、南方進出の勢力基盤を築くために、中国の領域においては「日本人」としての治外法権を活用すべく、中国人を台湾籍へと入籍させ、これら台湾籍民の活動を華南を中心に後押しした。日本国籍の与奪により、植民地人を日本の利害関係に対応した存在に仕立て上げたのである。

第2章では、日本戸籍法のもつ特質が確認され、その上で植民地統治における戸籍政策が検討される。1871年の「壬申戸籍」を端緒とする日本戸籍は、血縁を柱とする家の表徴であり、戸籍制度の成立によって戸長—戸主—個人が垂直的に国家権力に連結する支配の系統が形成された。

日本国籍者のみを登載するという血統主義を本分とした戸籍法は、国籍法と密接に関連し、外国人は戸籍への編入により日本国籍が公証された。台湾籍民や満洲に生活する無籍朝鮮人に対してはそれぞれ台湾戸籍・朝鮮戸籍への入籍を以て、「在外日本人」として管轄されることになった。こうして、植民地別の戸籍法の下、植民地人は日本帝国の対外関係においては国籍を同じくする「日本人」であるが、対内的には「外地人」として「内地人」とは峻別された。日本の植民地統治の便宜では内地法延長主義が方針とされつつも、戸籍法の一元化がなされなかったのは、宗主国民族の優位性が求められたからである。

後年、総力戦体制のもと、植民地に日本戸籍法を施行することなく朝鮮人・台湾人に対して徴兵制が適用された点には法政における日本当局の便宜主義がよくうかがわれる。

第 2 部では、満洲国という複合民族国家において「国民」という概念がいかなる意義を以て設定され、国籍法と戸籍法がいかなる統治上の要請のもとに政策化され、いかなる矛盾に逢着したかが追究される。

すなわち、第 3 章では、満洲国建国草創における国籍法の立法の企図とその帰趨につき、関東軍、満鉄、満洲国政府、朝鮮総督府という 4 つの主体と、日本人、朝鮮人、「苦力」、白系ロシア人という 4 つの対象との関係が帰化制度を中心に分析される。満洲国が移民主体の多元的国家として運営さるべきなら出生地主義が、日本人移民の本国との利害関係が優先さるべきなら血統主義が採用されざるを得ないのであるが、国籍法の立案過程では各主体間の意思統一は成立しなかった。

また、「民族協和」を掲げる満洲国ではあるが、帰化制度の策定に際し、白系ロシア人と「苦力」とは「外国人」の枠に包括された。在満朝鮮人に対しては、「日本人」としての帰属意識の強調（「内鮮一体」）と、「満洲国人民」としての帰属意識の強調（「民族協和」）を整合化することが満洲国国籍法の立案過程でのネックであった。

さらに、日満当局は白系ロシア人の「満洲国国籍」取得によって生じるであろうソ連との国際的紛糾を憂慮し、国籍法立案に消極的にならざるを得なかった。これらの点から満洲国国籍法の制定作業は行き詰まり、国家の主権行為としての「国民」の法的範囲を規定できずに終わった。民族協和の欺瞞性はここでも明らかである。

第 4 章では、複合民族国家という与件のもとで満洲国の「国民」意識を醸成すべく持ち出された民籍法について、関連する治安管理法制や地方行政ともども、その政策過程が検証される。具体的には、日満の統治者が中核民族となるべき在満日本人の地位と帰属意識をどのように処理したのか、また朝鮮人や漢族をはじめとする被統治民族に対し、満洲国の「国民」としてのアイデンティティをいかに扶植しようとしたのかが論じられる。

すなわち、満洲国では建国草創から、戸籍制度は「匪賊」の掃討と「苦力」の入国規制という治安的観点から緊要とされたが、実際に、戸籍法に替わって選択されたのは「暫行民籍法」であり、「民籍ハ市街村（市中ニ新京特別市ヲ含ム）ノ区域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付戸長ヲ本トシ一戸毎ニ之ヲ編製ス」（同法第9条）と定めるものであった。ここには、立法の核心である「満洲国人民」なる地位の取得・喪失についての法の規定がなく、施行においても明確な措置は打ち出されなかった。

けだし、満洲国では最大民族である漢族を民族自決の主体として宣伝する一方、実質上はその分断と抑圧が要請されたからである。また、白系ロシア人については民籍法を適用したものの、前述のように対ソ外交関係に左右されて「満洲国国籍」の取得については明確な指針を示せなかったからである。さらに、在満日本人の「満洲国国籍」取得に関しても民籍法の運用方針を闡明することが難しかったからである。満洲国にいる「日本人」は日本戸籍という紐帯に繋縛され、民籍は戸籍に従属させられたのである。事実上、在満日本人に対しては戸籍と民籍の二重登録を維持することが統治目的に適ったわけであった。

かくて満洲国内の諸民族に「満洲国人民」としての同一性を自覚させ、その身分証明を管理することを通じて国民統合を推進しようという民籍法の目的は果たされないままに終わった。「日本人」の「民族の純血」を担保する戸籍が、満洲国統治にあっても不可侵なものと考えられたのである。

終章では、国籍、戸籍、民籍の三つの側面を通じて、日本による植民地統治の構造には便宜主義、機会主義が顕著に認められることが結論付けられる。こうした特徴をもつ植民地人への統治政策が、第二次大戦後の在日朝鮮人・台湾人の国籍処理においても継承され、一方的にその法的地位が「外国人」として確定されたこと、そして今日に至る禍根を残したことが指摘される。

以上の研究を通じ、次のような事実が明らかにされた。1、「日本人」という身分が戸籍によって操作自在とされたこと。2、第1章・第3章でみられるように、日本の当局者は同時代の欧米における国籍法の政策動向や1920年代からの国際連盟における国籍と個人に関する国際規範形成の潮流に対して無関心ではいられなかったが、そこに貫徹したのは日本人の民族的純血への考慮であったこと。3、戸籍法と植民地統治における治安機構の関連性については、台湾においては警察による戸口調査簿が活用され、社会資本整備や徴税などの行政施策の実施において保甲制度が利用され（さらに旧慣調査、台湾住民の国勢調査の実施）、これらの政策を基盤として台湾固有の戸籍制度が制定されたこと。これと同様の統治技法が満洲国統治においても援用されたこと。つまり、植民地全体にまたがる政策的な連繋性があること。4、日本の植民地統治には機会主義的・便宜主義的特性があること。そして5、満洲国の民籍法の立案・施行・運用の政策過程にみても、

国家としての満洲国の傀儡性がそこに反映されざるを得なかったことである（この点は『法曹雑誌』なる満洲国政府機関雑誌で検証されている）。

III 論文の意義と評価

以上が本論文の梗概であるが、今後の課題をも含めて指摘すると、これは、日本における国籍概念を戸籍との関係で実証的に分析した優れた研究である。満洲国を中心的対象として、国籍の操作概念性を史料に基づき解明したところに特徴がある。血統主義を採用しながら純粹にその原則を貫いていない現在に至るまでの国籍処理実務の背景を明らかにするものといえ、現代の政策を検討する上からも有意義である。現行憲法は国民の定義を立法に委ねられており（第 10 条）、憲法原理よりも立法政策が優先される構造になっていることから、国籍概念の操作性の歴史を実証的に明らかにすることは、グローバル化する日本社会の将来を構想する上でも重要であると思われる。

ただし、国籍概念やシチズンシップをめぐる現代政治理論の研究蓄積にも言及があると、もっと理論的な枠組みが鮮明となり、日本の植民地政策の特徴を比較のなかで浮かび上がらせることがないかと思われる。

また、日本の政治思想史上「人民」と「国民」とは必ずしも同義ではなかったが、満洲国において両者の関係はどのように創造され理解されたのか、についての分析がなされていけば、なお一層研究の奥行きが深まったのではないかと思われる。

しかし、これらの点は望蜀の感があり、本論文の評価を本質的に変えるものではない。

さらに、本論文の意義につき指摘を加えると、これは、日本の植民地統治の「理念と実態」の乖離を国籍法、戸籍法を主とする法制面から実証的に考察した力作論文である。論文の仮説設定、検証の方法、結論の導き方も、おおむね妥当である。

1、論文の導入部分において、今日的課題である未完の戦後処理に関わる問題を提起し、その本質、原点を植民地帝国日本の国籍法、戸籍法との関連で歴史的に、しかも通空間的に分析した点を評価したい。なお、2008年11月12日、改正国籍法が衆議院で可決されたが、同年6月以来のこうした動きについても、結論部分において冒頭の提起との関連で触れておいても良かったと思われる。今回の改正は、明治以降の国籍法の硬い岩盤に“穴を開ける”一歩となりうるだろうか（もっとも、本論文の提出は2008年5月下旬であり、この指摘は今後の提出者にとっての追究課題にすぎない）。

2、若干の先行研究に触れているが、なぜ従来の植民地研究でこの分野の研究が立ち遅れていたのか（2008年11月の本論文の審査とほぼ時期を同じくして刊行された浅野豊美氏の著作があるが）、そうした研究状況との関連で、本研究が日本法制史研究、植民地研究の中で持つオリジナリティについて「満洲国」を対象としたこと以外にもっと強く“自己主

張”しても良かったのではないか。当該分野の研究に間違いなく新局面を開いたのであるから。

3、「化外の地」とされた台湾と異なり、併合以前の李朝朝鮮において伝統的な族譜など独自の戸籍に関わる法制度があったと思われるが、それらはどのように処理・利用されたのか。また内国植民地としての沖縄はどうであったのか、一つの原型として検討の価値はないか。

4、旧植民地における日本の戸籍法等の法制度は、戦後の脱植民地化の中でどのように「清算」されたのか。あるいは何らかの形で「遺産」のようなものを残しているのか（台湾の保甲制度、占領地インドネシアの隣組）。

5、植民地帝国側の脱植民地化の中で、旧植民地の人々の国籍問題の解決法は多様であるが、なぜ日本は“禍根”を残す形（あるいは未完）となったのか。血統主義の原理と関係があるのか。ヨーロッパ旧宗主国との比較からみえてくるものは何か。

以上、本論文提出者にとり、今後の課題というべき問題点をもいくつか指摘した。これは本論文の達成度が高いことに由来する批評であり、期待の表明である。従来の当該領域における研究水準を、堅固な実証的手法と新しい視角とを組み合わせることで確実に引き上げた意義は十分評価される。よって本論文は本学、博士（政治学）の学位を受領するに値するものと判断する。

2008年11月19日

審査委員

主査	堀 真清	早稲田大学政治経済学術院教授
副査	川岸 令和	早稲田大学政治経済学術院教授 J.S.D. (Yale University)
副査	後藤 乾一	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授、博士（法学、慶応義塾大学）